

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤和貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	阿東地福地区 (井手口、中間文・坂口、用路、赤根屋、店屋、的場、笠石、惣原、岡、市、追分、朴・清丸、若林・小山、八幡・鳶ノ子原、市井原、湯屋、馬場、藤ヶ森、菅根、名草、鷹ノ巣、下組・阿代河内、荒瀬、向原、上杉原、下杉原、田代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 8月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>現状:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿東地福地区は阿東地域の中央部に位置し、地福上・地福下を範囲とし、阿武川の中流域にあたる。耕地面積350.3haのうち約5割が担い手に集積されており、水稻を中心に、麦や飼料作物、放牧など土地利用型の農地利用が行われている。また、施設野菜(イチゴ)や梨など果樹栽培も一部で行われている。 ・地域の人口は、令和6年1月末時点で1,011名、内65歳以上人口が633名で高齢化率62.61%と高齢化が進み、担い手不足により農地の維持管理が難しくなっている。 <p>課題:</p> <p>①法人が少ない。法人が立ち上がるには難しい。②集落営農法人があるが、まとまっていない。③60歳以上の耕作者がほとんどで、7割は後継者がいない。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体は、優良農地の作業受託や農地集積、酒米や多収米、飼料米の作付けを行うことで低コスト化により経営安定を図る。また、高収益が見込まれる特産野菜の作付けを拡大することにより、農業経営体の競争力強化を図る。 ・新規就農者に対しては、生産技術や営農支援において、集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	400 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	400 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
県やJAの助成制度を活用することにより、新規の雇用について検討していく。 法人や認定農業者を中心に集積を図りつつ、分散錯圃の解消など利用調整による効率化を目指す。 未整備田については、補助対象の可否や今後の活用の可能性を見極め、取捨選択する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
相対による農地貸借契約ができなくなるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
主要な農用地については圃場整備済であるが、必要に応じて、改良や再整備等を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者や新規就農者の育成・確保に向け、関係機関と連携して取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状で外部委託している共同防除作業等は引き続き委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業を活用し、鳥獣害防護柵を設置、管理する。
- ⑨地域内外の畜産農家と連携し、粗飼料生産・堆肥循環・放牧に取り組む。